

商品概要説明書

スーパー定期貯金（複利型）

（2024年10月1日現在適用中）

1. 商品名	・スーパー定期貯金（複利型）
2. ご利用いただける方	・個人のみ
3. 期間	・定型方式 3年、4年、5年、7年、10年 ・期日指定方式 3年超10年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の1ヵ月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で6ヵ月ごとの複利計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。

9. 中途解約時の 取扱い

・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6ヵ月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。

（1）約定した預入期間が3年の場合

- ① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率
- ② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×40%
- ③ 1年以上1年6ヵ月未満 : 約定利率×50%
- ④ 1年6ヵ月以上2年未満 : 約定利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 : 約定利率×70%
- ⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 : 約定利率×90%

（2）約定した預入期間が3年超4年以下の場合

- ① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率
- ② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×10%
- ③ 1年以上1年6ヵ月未満 : 約定利率×20%
- ④ 1年6ヵ月以上2年未満 : 約定利率×30%
- ⑤ 2年以上3年未満 : 約定利率×40%
- ⑥ 3年以上4年未満 : 約定利率×70%

（3）約定した預入期間が4年超5年以下の場合

- ① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率
- ② 6ヵ月以上1年未満 : 約定利率×10%
- ③ 1年以上2年未満 : 約定利率×20%
- ④ 2年以上3年未満 : 約定利率×30%
- ⑤ 3年以上4年未満 : 約定利率×50%
- ⑥ 4年以上5年未満 : 約定利率×70%

（4）約定した預入期間が5年超7年以下の場合

- ① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率
- ② 6ヵ月以上2年未満 : 約定利率×10%
- ③ 2年以上3年未満 : 約定利率×20%
- ④ 3年以上4年未満 : 約定利率×40%
- ⑤ 4年以上5年未満 : 約定利率×60%
- ⑥ 5年以上6年未満 : 約定利率×70%
- ⑦ 6年以上7年未満 : 約定利率×90%

	(5) 約定した預入期間が7年超10年以下の場合 ① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金利率 ② 6ヵ月以上2年6ヵ月未満 : 約定利率×10% ③ 2年6ヵ月以上3年未満 : 約定利率×20% ④ 3年以上4年未満 : 約定利率×30% ⑤ 4年以上5年未満 : 約定利率×40% ⑥ 5年以上6年未満 : 約定利率×50% ⑦ 6年以上7年未満 : 約定利率×60% ⑧ 7年以上8年未満 : 約定利率×70% ⑨ 8年以上9年未満 : 約定利率×80% ⑩ 9年以上10年未満 : 約定利率×90%
10. 貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 この貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：0778-21-2604）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会（電話：0776-23-5255） 京都弁護士会（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）
12. その他参考と なる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・自動化機器で預入可能な種類は以下のとおりです。 元金自動継続および元利金自動継続の場合 3年、4年、5年

・ご不明な点は、当JA窓口までお気軽にお問い合わせください。